

◆ 第 2 部 ◆

出入国管理行政に係る主要な施策等

第1章 第5次出入国管理基本計画の策定

出入国管理基本計画は、適正かつ円滑な出入国管理行政を実現するために、法務大臣が、我が国に入国・在留する外国人の状況を明らかにした上で、外国人の入国及び在留の管理の指針となるべき事項その他関係する施策に関し必要な事項を定めるものである。

平成27年9月15日に策定した第5次出入国管理基本計画は、我が国経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ、少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについての国民的議論の活性化、新たな技能実習制度の構築に向けた取組、在留管理制度の的確な運用等による外国人との共生社会実現への寄与、観光立国実現に向けた取組、安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進並びに難民の適正かつ迅速な庇護の推進について、出入国管理行政の施策の基本的な考え方を内外に示し、的確に対応していくために策定したものである。策定に当たっては、法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の報告書や意見募集（パブリック・コメント）で寄せられた意見等を参考としたほか、関係行政機関との協議を行った。

なお、平成4年に初めての出入国管理基本計画が策定され、以後、12年に第2次、17年に第3次、22年に第4次の出入国管理基本計画が策定されている。

第1節 第5次出入国管理基本計画の策定に係る検討

① 出入国管理政策懇談会

(1) 出入国管理政策懇談会の概要

出入国管理政策懇談会は、法務大臣が、出入国管理についての政策の立案を始めとする出入国管理行政について広く各界の有識者から意見を聴くための場として、平成2年11月以降、数次にわたって開催されてきた。法務大臣は、この出入国管理政策懇談会における議論を参考に、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき「出入国管理基本計画」を策定している。

平成25年3月7日には、第4次出入国管理基本計画において今後検討すべきこととして掲げられた各種課題等について、幅広い視点から有識者の意見を聴取することを目的とする第6次出入国管理政策懇談会の第1回会合が開催された。

その後、同政策懇談会は、17回に及ぶ会合において、経済社会の活性化のための外国人の受入れ、人口減少社会における外国人受入れ、留学生の受入れ推進、技能実習制度の見直し、共生社会の実現に向けた取組、観光立国実現に向けた取組、不法滞在外国人縮減のための取組及び難民認定制度等について議論を行い、平成26年12月26日、第6次出入国管理政策懇談会報告書「今後の出入国管理行政の在り方」が取りまとめられた。

図19 「第6次出入国管理政策懇談会報告書」(概要)

<p>1 経済社会の活性化のための外国人の受入れ</p> <p><現状・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ●外国人労働者受入れに関する政府の基本方針は、専門的・技術的分野の外国人は積極的に受け入れるというものである。 ●我が国の高等教育機関を卒業し、介護福祉士の資格を取得した外国人が就労できるよう、在留資格の整備を進めるべきである。 ●高度人材ポイント制について、利用者の視点に立った効果的な広報を行っていくべきであるほか、生活環境等の改善に向けた政府全体の取組が必要である。 <p><検討事項等></p> <ul style="list-style-type: none"> ●専門的・技術的分野の外国人を積極的に受け入れるという方針は維持すべきである。 ●我が国の高等教育機関を卒業し、介護福祉士の資格を取得した外国人が就労できるよう、在留資格の整備を進めるべきである。 ●高度人材ポイント制について、利用者の視点に立った効果的な広報を行っていくべきであるほか、生活環境等の改善に向けた政府全体の取組が必要である。 	<p>5 共生社会の実現に向けた取組</p> <p><現状・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ●外国人の受入れについては、出入国管理行政と外国人との共生社会の実現に向けた施策を車の両輪として推進する必要がある。 ●法務省と市区町村との間で相互に情報の送受信を行っており、市区町村は充実した行政サービスの提供が可能となっている。 ●外国人登録制度の廃止後2年以上経過した現在も、外国人登録原票の開示請求が継続してなされている。 <p><検討事項等></p> <ul style="list-style-type: none"> ●地方公共団体の取組を参考にしつつ、国としても生活者としての外国人に対する施策等共生社会に向けた取組を積極的に進めていくべきであり、その際には、外国人の人権等への配慮や社会的負担の観点からの検討が必要である。 ●将来的に外国人の家族関係等の証明が困難になる可能性があることを踏まえ、現在以上の情報を管理する場合の行政コスト及び外国人の負担を含め、どのような対応が可能か検討していく必要がある。
<p>2 人口減少社会における外国人受入れの検討</p> <p><現状・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ●我が国は本格的な人口減少社会を迎えている。 ●国内の潜在的な労働力の労働市場参加を原則としつつ、専門的・技術的分野の外国人受入れを進めるため、その具体的内容等を不断に見直ししていく必要がある。 ●外国人の受入れは、産業、社会保障、教育、労働市場、治安等に影響することから、総合的な検討が必要である。 <p><検討事項等></p> <ul style="list-style-type: none"> ●まずは出生率の向上や女性、若者や高齢者の活用等に取り組む必要がある。 ●新たに専門的・技術的分野と評価できる分野等について幅広い観点から検討すべきである。 ●非専門的・技術的分野の受入れは、幅広い観点からの検討が必要であり、懇談会として結論に至っていないが、政府全体として早急に検討が開始されるべきである(懇談会では、積極、慎重それぞれの意見があった。) 	<p>6 観光立国実現に向けた取組</p> <p><現状・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ●我が国の訪日外国人数は、平成25年に初めて1,000万人を突破した。 ●今後、観光立国実現に向けた更なる出入国手続の迅速化・円滑化への取組が必要となっている。 <p><検討事項等></p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成26年の入管法改正に盛り込まれた「信頼できる渡航者」の自動化ゲート利用やクルーズ船の外国人旅客を対象とした「船舶観光上陸許可」制度の円滑な実施等が必要である。 ●顔認証技術の実証実験結果を踏まえ、日本人の出帰国審査への顔認証技術導入について、速やかに検討を進めるべきである。
<p>3 留学生の受入れ推進</p> <p><現状・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ●近年、留学生の受入れ数は増加傾向にあり、政府としても、「留学生30万人計画」を掲げ、2020年をめどに30万人の留学生の受入れを目指している。 ●今後、留学生の更なる受入れを図るには、留学生の卒業後の就職支援が重要な問題の一つとなっている。 <p><検討事項等></p> <ul style="list-style-type: none"> ●留学生を確保するための方策から、生活環境の整備、学習支援、卒業後の就職支援まで長期的視野に立った幅広い施策に関係省庁が連携して取り組んでいく必要がある。 ●法務省においても、留学生の適正・円滑な受入れを推進する観点からの取組を継続していくべきである。 	<p>7 不法滞在外国人縮減のための取組</p> <p><現状・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ●厳格な入国審査、摘発の推進等により、不法残留者は大幅に減少している。 ●不法残留者の小口・分散化により摘発が困難となってきたことに加え、不正な手段で在留資格を得る偽装滞在の事例が顕在化している。 ●長期間収容されている者や被仮放免者が大幅に増加している。 <p><検討事項等></p> <ul style="list-style-type: none"> ●厳格な入国審査の実施等により不法残留者の発生を防止することが重要であり、総合的な不法滞在者・偽装滞在者対策を推進する必要がある。 ●関係機関との連携強化や臨船審査を行う等、水際対策の一層の強化が必要である。 ●チャーター機の活用等、早期送還に向け更なる取組を積極的に進めるべきである。 ●不法滞在者の出頭を促す施策も重要である。
<p>4 技能実習制度の見直し</p> <p><現状・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ●運用の適正化を前提としつつ、制度の拡大を含め、技能実習制度全体の見直しが求められている。 ●平成26年6月、外国人受入れ制度検討分科会から、見直しの方向性に関する検討結果が報告され、現在、具体的な方策について、法務省・厚生労働省合同有識者懇談会において議論が行われている。 <p><検討事項等></p> <ul style="list-style-type: none"> ●確実な技能等の修得・移転を図る措置、帰国後のフォローアップ、監理団体による監視の適正化、公的機関による監視体制の強化、送出し機関の適正化、技能実習生に対する人権侵害行為への対応強化等が必要である。 ●その上で、実習期間の延長や受入れ人数の増加等の制度の拡充を図ることが適当である。さらに、対象職種の見直しも必要である。 	<p>8 難民認定制度に関する検討</p> <p><現状・背景></p> <ul style="list-style-type: none"> ●我が国の難民認定数は、申請数や諸外国の認定数と比べて少ないとの指摘がある。 ●近年、申請数の急増が制度圧迫の主要因となっており、中には、我が国での就労等を目的とした濫用的な申請が含まれている。 ●申請数の増加により、真の難民の迅速な応護に支障が生じることが懸念されており、その解決が喫緊の課題となっている。 <p><検討事項等></p> <ul style="list-style-type: none"> ●真に庇護すべき者とそれには該当しない者を明確に区別し、それぞれの事案の内容に応じた適正・迅速な案件処理を行うべきである。 ●国際社会の動向等を踏まえ、庇護すべき者を的確に庇護するための検討を進めるべきである。 ●明らかに難民該当性がない申請や、同様の主張を繰り返す再申請、退去強制による送還回避を企図する申請等を抑制するべきである。

(2) 外国人受入れ制度検討分科会

技能実習制度の見直しについては、現行の技能実習制度への見直しが行われた平成21年の入管法改正の際、衆・参両院法務委員会でそれぞれ附帯決議が付され、技能実習制度の在り方の抜本的見直しについて総合的に検討することとされた。

制度の運用については、一部には制度の趣旨を理解せず、不適正な受入れを行う監理団体や実習実施機関が存在する等、必ずしも技能等の移転による国際貢献との制度本来の趣旨・目的に沿った運用が徹底されていないのではないかと指摘があった。

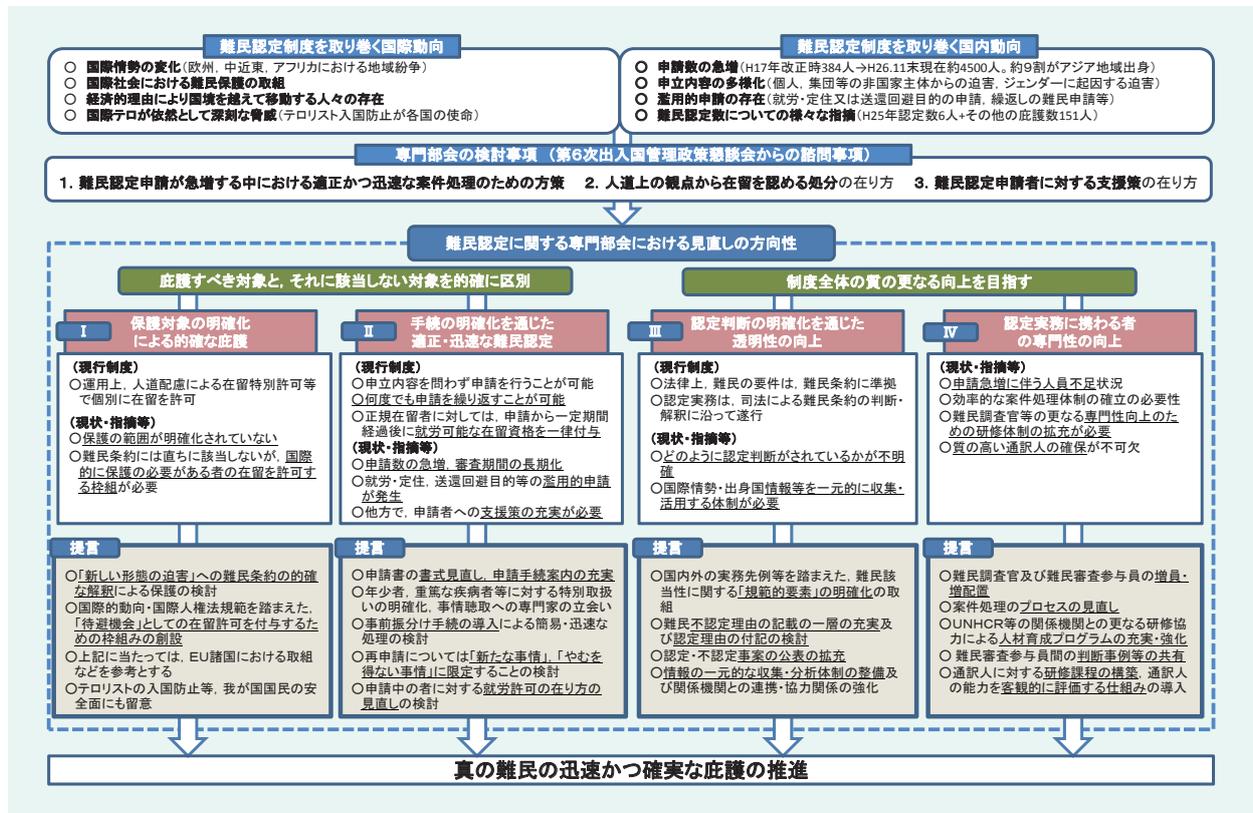
一方で、技能実習制度の拡充の観点から、実習期間の延長や技能実習生の受入れ人数枠の増加等に関し、関係業界等から要請の声が多く寄せられるなど、制度全体の大きな見直しが求められる状況にあった。

このような中、早急に制度の見直しの方向性を検討する必要があったことから、第6次出入国管理政策懇談会の下に外国人受入れ制度検討分科会を設け、平成25年11月から26年5月まで計8回の会合を開催して議論を行った結果、①確実な技能等の修得・移転、②監理団体による監督の適正化、③公的機関による監理団体・実習実施機関の監視体制の強化、④技能実習生に対する人権侵害行為等への対応の強化、⑤送出し機関への規制の実効性の強化、⑥実習期間の延長(又は再技能実習)、⑦受入れ人数の上限の見直し、⑧対象職種の見直しの各項目について、「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果(報告)」として取りまとめられ、26年6月に法務大臣に報告された。

(3) 難民認定制度に関する専門部会

第6次出入国管理政策懇談会の下に設けられた難民認定制度に関する専門部会では、平成25年11月に開催された第1回から、1年以上計19回にわたって、適正かつ迅速な案件処理のための方策や、人道上の観点から在留を認める処分の在り方など、難民認定制度の見直しについて議論を行った結果、真の難民の迅速かつ確実な庇護の推進のため、①保護対象の明確化による的確な庇護、②手続の明確化を通じた適正・迅速な難民認定、③認定判断の明確化を通じた透明性の向上、④認定実務に携わる者の専門性の向上の各項目に関する取組について「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」として取りまとめられ、26年12月、法務大臣に報告書が提出された。

図20 「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果」（報告）概要



② 技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会

技能実習制度の見直しについては、平成26年6月に第6次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会において「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」が取りまとめられ、制度見直しに係る基本的方向が示された（前記1（2）参照）。また、同月には、「日本再興戦略」改訂2014が閣議決定され、技能実習制度の管理監督体制の在り方を抜本的に見直し、平成27年度中の新制度への移行を目指すとともに、実習期間の延長、受入れ枠の拡大等について、同年度中の施行に向けて、所要の制度的措置を講ずること等の方針が示された。

法務省及び厚生労働省は、制度見直しに向けて、各界から広く意見を募り、具体的な方策を検討するため、学識経験者や関係団体（経済団体及び労働団体）等の有識者で構成する技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会を平成26年11月に設け、27年1月までに計4回の会合を開催して議論を行い、①技能等の修得・移転の確保、②監理団体及び実習実施機関の適正化、③人権侵害等の防止及び対策、④送出し機関の適正化、⑤実習期間の延長又は再実習、⑥受入れ人数枠の見直し、⑦対象職種 of 拡大等の各項目について、同月、制度の見直しの具体的方策として報告書を取りまとめた。

これらに基づき、法務省及び厚生労働省は、平成27年度中の新制度への移行を目指して「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」（後記第2章第3節参照）を作成し、同年3月6日、第189回国会へ提出した。

図21 「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」報告書（平成27年1月30日）のポイント

趣旨	見直し内容のポイント
見直し項目	見直し内容のポイント
技能等の修得・移転の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・実習の各段階での技能評価の推進（技能実習2号、3号修了時の技能評価試験の受検義務化、技能実習計画の認定制） ・実習生の帰国後フォローアップ・技能発揮の推進（送出国・機関の協力を得て実施。監理団体はフォローアップ結果を活用して技能移転の確保） ・修得技能等の見える化（グローバル・ジョブ・カード（仮称）の雛形作成）、技能評価システムの海外移転の推進
監理団体及び実習実施機関の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・監理団体、実習実施機関の適正化・ガバナンス強化（監理団体の許可制、実習実施機関の届出制の導入、外部役員又は外部監査の導入の要件化） ・新たな法律に基づく制度管理運用機関の創設（受入れ機関への立入調査や報告徴収等、指導監督に関する業務を実施） ・不適正な監理団体等に対する罰則や名称の公表制度の整備 ・関係機関による取組・連携の強化（国、都道府県等の関係行政機関から成る地域技能実習協議会の設置等）
人権侵害等の防止及び対策	<ul style="list-style-type: none"> ・制度管理運用機関における通報・申告窓口の整備（申告を行った実習生に対する不利益な取扱いの禁止、実習生に一時退選先の提供） ・実習先変更支援の充実、技能実習3号移行の際の実習先の選択可能化 ・実習生の賃金等の処遇の適正化（日本人と同等の要件を満たしていることにつき実習実施機関に説明責任）、関係法令等に関する啓発活動の推進
送出し機関の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・送出国との政府（当局）間取決め作成（送出し機関の適正化のため、送出国による送出し機関の認定、調査や指導監督等） ・送出国の産業発展等に即した政策ニーズや技能等の移転を必要としている分野・職種の把握 ・監理団体及び実習実施機関による送出し機関・実習生間の契約確認の義務化
実習期間の延長又は再実習	<ul style="list-style-type: none"> ・優良な監理団体、実習実施機関及び実習生の要件設定（相談体制、技能評価試験の合格率、指導体制等） ・優良な監理団体及び実習実施機関、優良な実習生の場合、一旦帰国後、延長・再実習の実現 ・日本語能力試験等合格の場合の講習期間（日本語講習部分）の短縮化、地域社会との共生のための取組の推進
受入れ人数枠の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・優良な監理団体及び実習実施機関における受入れ人数枠の拡大（現行の2倍程度） ・常勤職員数に応じた受入れ人数枠の均整化（「50人以下は3人まで」⇒「30人以下は3人、31人～40人は4人、41人～50人は5人まで」）
対象職種の拡大等	<ul style="list-style-type: none"> ・多能工化ニーズへの対応（複数職種の実習） ・技能評価試験の適正化・柔軟化（地域ごとの産業特性を踏まえた職種追加、企業単独型における社内検定の活用） ・介護分野の職種追加については、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」における検討結果を踏まえて適切に対応

第2節 第5次出入国管理基本計画における基本方針

我が国においては、急速に少子高齢化が進み、既に生産年齢人口が減少に転じ、総人口も減少を始めている。他方で、我が国を訪れる外国人は近年急増し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催もあり、今後も更なる訪日外国人の増加が見込まれる。

一方、国外情勢に関しては、アジア諸国は今後も当分は高水準の経済成長が続くとされる一方、依然として世界各地で紛争やテロが発生している。

このような状況下において、我が国が再び経済成長を遂げるため、政府は、アジア諸国の成長を取り込みつつ、規制緩和等を通じた構造改革や、イノベーションの推進等を図るべく、様々な施策に取り組んでいる。また、我が国の大きな魅力の一つは「安全」であることから、世界一安全な国を目指して様々な課題に積極的に取り組んでいるところである。

特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う訪日外国人の増加に対しては、円滑な出入国手続と安全を守る取組によって、同大会の成功に大きく貢献していくことが期待されている。

出入国管理行政の運営に当たっては、このような国内外の状況の変化に適切かつ迅速に対応していくことが求められる。

そこで、今次計画においては、今後の出入国管理行政における取組の基本方針を次のとおり定め、必要な施策を展開することとした。

- 我が国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受け入れていくこと
- 開発途上国等への国際貢献の推進を図る観点から、新たな技能実習制度を構築すること
- 受け入れた外国人との共生社会の実現に貢献していくこと
- 訪日外国人の出入国手続を迅速かつ円滑に実施することで観光立国の実現に寄与すること
- 安全・安心な社会の実現のため、厳格かつ適切な入国審査と不法滞在者等に対する対策を強化していくこと
- 難民問題については、国際社会の一員として、適正かつ迅速な庇護の推進を図っていくこと

第3節 第5次出入国管理基本計画の主要施策

第5次出入国管理基本計画は、「外国人の入国・在留等をめぐる状況」と「出入国管理行政の主要な課題と今後の方針」の2部構成となっており、後者においては、前節において記した基本方針に基づき、当面5年間の期間を想定した次のような施策を掲げている。

① 我が国経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ

(1) 経済成長に寄与する人材の受入れ

ア 経済社会状況の変化に対応した専門的・技術的分野の外国人の受入れの推進

現行の在留資格や上陸許可基準に該当しないものでも、専門的・技術的分野と評価できるものについては、我が国の労働市場や産業、国民生活に与える影響等を勘案しつつ、幅広い視点で検討し、在留資格や上陸許可基準の見直し等を行うことによって、経済成長に寄与する人材の受入れを進めていくよう出入国管理行政を柔軟に展開していく。

さらに、専門的・技術的分野における外国人の受入れの推進という観点から、我が国の大学等の高等教育機関を卒業した留学生が一定の専門性のある国家資格を取得した場合についても、専門的・技術的分野と評価することが可能か否か、また、日本人の雇用等への影響を勘案しつつ、検討を行っていく。

イ 高度人材外国人の受入れの推進

高度人材ポイント制（後記第3章参照）をより多くの高度人材に利用してもらうため効果的な広報に積極的に取り組んでいく。

ウ 緊急に対応が必要な分野等における外国人の受入れ

緊急かつ時限的措置である建設分野等における外国人の受入れについて、関係省庁と連携して、適正かつ円滑に行っていく。

(2) 留学生の適正な受入れの推進

今後も、教育機関と連携し、適正な在留管理の徹底を図るとともに、留学生の我が国での就職がより一層円滑にできるよう、留学生の適正・円滑な受入れや就職支援のための取組を継続していく。

② 少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについての国民的議論の活性化

専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国人の受入れを含め、今後の外国人の受入れについては、諸外国の制度や状況について把握し、国民の声を積極的に聴取することとあわせ、政府全体で検討していく必要があり、出入国管理行政としてもその検討に積極的に参画していく。

③ 新たな技能実習制度の構築に向けた取組

(1) 技能実習制度の適正化のための措置

監理団体や実習実施機関に対しては、技能実習修了時等に技能評価試験の受検を義務付ける等により効果測定を行う方向で見直しを行う。

また、監理団体の実習実施機関への監査体制を強化するべく、外部役員又は外部監査の導入を義務付けるなどの新たな施策を講じる。その他、行政機関の役割を補完する新たな制度の管理運用機関を創設して、これに法令上の根拠を持たせ、政府が一貫して厳正な指導・監督を行うことができる体制を構築する。

さらに、技能実習生の人権保護に関しては、技能実習生が実習実施機関や監理団体による不適正な行為を通報できる制度を整備することや、人権侵害等を行う監理団体・実習実施機関に対して新たな罰則規定を設けるなど、技能実習生に対する人権侵害行為等への対応を強化していく。

加えて、不適切な送出し機関を排除するため、例えば、送出し国政府との政府（当局）間取決め作成など、送出し段階からの適正化を目指す。

(2) 制度本来の目的を踏まえた制度の拡充に係る見直し

上記（1）の適正化を行うとともに、受入れ体制等を考慮して、適正な受入れを行ってきていると認められる優良な監理団体・実習実施機関で実習する技能実習生に対しては、実習期間の延長又は再技能実習を認める方向で見直しを行う。また、技能実習生の受入れ人数についても優良な受入れ機関に対しては人数枠の拡大を認める方向で見直しを行う。さらに、開発途上国等への技能等の移転による国際貢献を行うという制度の趣旨を踏まえ、送出し国側のニーズや我が国の産業実態に即した形での対象職種の拡大を行う。

④ 在留管理制度の的確な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

(1) 在留管理制度の的確な運用及びその見直し

市区町村との情報連携は、市区町村における住民行政の円滑な遂行のみならず、外国人との共生社会の実現という観点からも重要な意義を有することから、引き続きその適正な運用を図っていくとともに、外国人との共生社会の実現に向けて市区町村との更なる連携の強化に努めていく。

(2) 外国人との共生社会の実現に向けた取組

出入国管理行政と外国人との共生社会の実現に向けた施策を同時に進めていくよう、今後も積極的に共生社会の実現に向けた取組に参画していく。

⑤ 観光立国実現に向けた取組

(1) 自動化ゲートの利用拡大

自動化ゲートについて、今後、更に効果的な広報活動を実施し、利用者数等の増加に努めていくとともに、利用者数の増加に適切に対応し、その円滑かつ効果的な運用にも努めていく。

また、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」（平成26年法律第74号）により、現在は自動化ゲートの利用対象となっていない新規入国の外国人のうち、「信頼できる渡航者」と認められた外国人について自動化ゲートの利用対象者に含めることとされ

たところ、今後、同制度の円滑かつ効率的な運用に向けた取組を積極的に進めていく。

さらに、日本人の出帰国審査における顔認証技術を活用した自動化ゲート導入については、平成26年8月に実証実験を行い、同年11月に外部有識者から日本人出帰国審査への顔認証技術の活用について「十分可能性がある」旨の評価とともに、導入に向けた課題（注）についても指摘を受けている。顔認証ゲートの導入に当たり、これら課題を踏まえつつ、諸外国の取組状況をも参考にしながら、速やかに検討を行っていく。

（2）クルーズ船の外国人旅客に係る入国審査手続の円滑化

船舶観光上陸許可制度（後記第2章第1節2（1）参照）の円滑な運用に取り組んでいくとともに、クルーズ船の外国人旅客に対する入国審査の更なる迅速化・円滑化に向けて、公海上の外国籍船舶内で臨船審査を行うための方策等の積極的な検討を行っていく。

（3）その他の観光立国実現に資する取組

今後も入国審査官の機動的な配置等を実施していくほか、数次乗員上陸許可を受けた外国人乗員を自動化ゲートによる審査の対象とすること、在留外国人が自動化ゲートを利用する際に提出する出入国記録カード（EDカード）を電子化すること等について検討を行っていく。さらに、航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）の実施に向けて、関係省庁と連携し、具体的な対象や実施方法等の検討を進める。

⑥ 安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進

（1）テロリスト等の入国阻止に向けた厳格な出入国審査等水際対策の実施

ア 個人識別情報を活用した上陸審査の推進

個人識別情報を活用した一層厳格な上陸審査を実施して、テロリスト等の入国を水際で確実に阻止していく。

さらに、テロリスト等の顔写真を水際対策に活用することができないか等、新たな技術の運用についても検討していく。

イ 関係機関との連携による情報を活用した水際対策の強化

乗客予約記録（PNR）を活用して、テロリスト及びその関係者並びに不法入国者等、出入国管理上問題のある者に関する傾向を分析することにより、そのような者が我が国に入国する前により確実に特定し、その入国を阻止するとともに、これら以外の問題のない外国人について、円滑かつ迅速な上陸審査を行っていく。

また、国際刑事警察機構（ICPO）の紛失・盗難旅券データベース情報を活用し、今後も紛失・盗難旅券を行使するテロリスト等の入国を水際で確実に阻止していく。

ウ 船舶等を使った不法入国者等への対策の強化

入国警備官で組織された機動班により、海港や沿岸地域をパトロールするなどして、密航者の発見等の水際対策を積極的に実施するとともに、海上保安庁や警察、税関などの関係機関とも連携を強化しながら、今後も我が国の治安維持に努めていく。

（注） 顔認証技術の活用に向けた検討課題

①誤って本人を拒否する要因の排除、②不正利用を意図する者への対策、③自動化ゲートのユーザビリティの向上

さらに、尖閣諸島への不法上陸の防止のため、入国警備官が海上保安庁の巡視船に乗船しているが、今後とも関係機関と連携して我が国の領域的主権を守る活動を継続していく。

また、成田空港等の直行通過区域を有する主要空港においては、直行通過区域におけるパトロール活動を行い、不審者の監視や摘発を引き続き行っていく。

(2) 国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策の推進

ア 積極的な摘発等の実施

今後とも様々な情報からの確に不法滞在者の端緒を把握し、実効的な摘発の実施に努めていく。

イ 偽装滞在者対策の強化

中長期在留者及び所属機関から入国管理局への届出情報並びに関係機関から提供される外国人雇用状況届出情報等を集約して綿密に分析し、事実の調査に係る権限の積極的な活用や新たな調査手法を模索しながら、中長期在留者に関する情報を継続的に把握して対策を講じていく。

ウ 警察等捜査機関との連携の強化

出入国管理行政においては、警察等の捜査機関との連携が不可欠であり、今後も引き続き協働関係を維持していく。入国管理局の調査の過程で犯罪行為の端緒を得た場合は、警察等の捜査機関に対して積極的に告発・通報を行うなど、引き続き厳正に対処していく。

エ 被收容者の適正な処遇及び迅速な送還の実施

引き続き、更なる環境整備を図り、被收容者の処遇改善に努めていく。他方、送還に応じないいわゆる送還忌避者に対しては、チャーター機を利用した集団送還をより積極的に活用する等の方策を推進して、その減少を確実に図っていく。また、退去強制令書発付後、相当期間を経過しても送還に至っていない被收容者については、実効性のある送還を実施するための方策を検討していく。

(3) 出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

公正な出入国管理に有益と思われる情報を内外の関係機関等から広く収集するとともに、情報活用能力の高い職員を育成し、入国管理局が既に保有する情報と新たに収集した情報を多角的に分析することにより、入国管理局におけるインテリジェンス機能を強化していく。

また、関係機関との情報の共有と関係機関から提供される情報の効果的な活用が重要であることから、今後も引き続き、関係機関との連携強化を進めていく。

(4) 在留特別許可の適正な運用

今後とも在留特別許可の適正な運用に取り組んでいくとともに、在留特別許可の透明性・公平性の更なる向上を図るために策定・公表している「在留特別許可に係るガイドライン」についても、必要に応じ、見直しを検討していく。

⑦ 難民の適正かつ迅速な庇護の推進

(1) 適正かつ迅速な難民認定のための取組等

いわゆる「新しい形態の迫害」について、難民条約の適用を受ける難民への該当性の的確な解釈により保護を図るべく、そのための仕組みを構築する等、保護対象の明確化に資する取組を行うとともに、制度の濫用又は誤解に基づいた申請については、これを抑制するための諸施策の検討を進める。

また、申請者の出身国情報や国際情勢に関する基礎資料の収集・分析体制の充実強化や、UNHCR等の関係機関との連携による研修の充実・強化に取り組み、審査の質の更なる向上を目指す。

これらの取組により、真に庇護すべき者を迅速かつ確実に庇護していく。

(2) 第三国定住による難民の受入れ

我が国では、平成22年度から26年度までにタイの難民キャンプからミャンマー難民18家族86名を受け入れており、27年度からは、一定の条件の下、マレーシアに一時滞在するミャンマー難民を受け入れるとともに、これまでにタイから我が国に受け入れられたミャンマー難民の親族を呼び寄せることができることとされているところ、今後とも、関係機関と連携し、円滑な受入れを進めていく。

図22 「第5次出入国管理基本計画」(概要)

具体的な施策の方針

1 我が国経済社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ

- 専門的、技術的分野と評価できるものについて、在留資格や上陸許可基準の真直しを行い、受入れを推進(現行方針どおり)
- 高度人材外国人の受入れ促進のための効果的な広報を実施
- 建設分野等緊急に対応が必要な分野等における適正な受入れを実施
- 業を所管する省庁の関与を前提とした枠組みの運用状況を注視・検証
- 留学生の適正・円滑な受入れや就職支援のための取組を継続

2 少子高齢化の進展を踏まえた外国人の受入れについての国民的議論の活性化

- 出生率の向上、生産性の向上、潜在的労働力の活用等の取組が必要
 - 今後の外国人受入れの在り方を本格的に検討すべき時が到来
 - 我が国の経済社会の変化等に伴い、新たに人材のニーズが生じる分野が専門的・技術的分野と評価できる場合には受入れを検討
 - 専門的・技術的分野と評価されない外国人の受入れについては、経済的効果、社会的コスト、産業構造、適切な仕組み、環境整備、治安等幅広い観点から、国民的コンセンサスを踏まえつつ政府全体で検討(結論は予断せず)
- このため、諸外国の制度等について把握し、国民の声を積極的に聴取

3 新たな技能実習制度の構築に向けた取組

- (1) 適正化のための措置
 - 実習修了時等に技能評価試験の受検義務付け等により効果測定を実施
 - 外部役員又は外部監査の導入等により監査体制を強化
 - 法令上の根拠を有する管理運用機関を創設し、行政機関の役割を補完
 - 人権侵害等を行う団体・機関に対する罰則の整備等対応を強化
 - 送出国政府との政府間取決めの作成など、送出し段階から適正化
- (2) 制度の拡充
 - 優良な団体・機関の実習生の実習期間を延長
 - 優良な団体・機関の受入れ人数枠を拡大
 - 送出国側のニーズ等に即して対象職種を拡大

4 在留管理制度の確かな運用等による外国人との共生社会実現への寄与

- 地方公共団体との情報連携の適正な運用と更なる連携の強化
- 外国人を受け入れる際の共生のための施策を講じておくことが重要であり、共生社会の実現に向けた取組に積極的に参画

5 観光立国実現に向けた取組

- 効果的な広報により自動化ゲート利用者の増加を図るとともに円滑に運用
- 「信頼できる渡航者」を自動化ゲート対象とする制度の円滑かつ効率的な運用に向けた取組の推進
- 顔認証技術を活用した日本人用自動化ゲートの導入を速やかに検討
- クルーズ船乗客に対する円滑な入国審査手続を実施
- 航空機の旅客を外国の空港で事前にチェックするブレクリアランスの検討

6 安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進

- (1) テロリスト等の入国を確実に阻止するための水際対策
 - 個人識別情報を活用した上陸審査を推進するとともに顔写真の水際対策への活用等新たな技術の運用を検討
 - 乗客予約記録(PNR)を含む情報を効果的に活用するなど出入国管理に関するインテリジェンス(情報収集・分析)機能を強化
 - 海港や沿岸地域における積極的なパトロールの実施など船舶等を使った不法入国者への対策を強化
- (2) 国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策の推進
 - 警察等捜査機関と連携し、不法滞在者等に対する摘発を実施するとともに、情報を活用した事実の調査等により、偽装滞在者対策を強化
 - 被収容者の適正な処遇及び迅速な送還の実施

7 難民の適正かつ迅速な庇護の推進

- (1) 真に庇護すべき者を迅速かつ確実に庇護するための取組
 - 「新しい形態の迫害」に係る保護を図るための仕組みを構築
 - 国際的動向・国際人権法規範を踏まえた「待避機会」としての在留を許可する対象の明確化を検討
 - 認定判断の明確化及び制度の透明性の向上
 - 審査体制・基盤の強化及び出身国情報等の収集・分析体制の充実
 - UNHCR等との連携による研修の充実・強化により専門的人材を育成
 - 難民条約上の難民に明らかに該当しない内容の申請等については、申請者が十分主張を行う機会を確保しつつ、迅速に処理
 - 難民申請中の就労許可について、一定の条件を設ける仕組みを検討
 - 濫用的再申請への対応について、法制度・運用両面から検討を継続
- (2) 第三国定住による難民の円滑な受入れを推進

8 その他

出入国管理体制を整備、国際協力を更に推進し、人身取引被害者等への配慮

コラム 「日本再興戦略」と出入国管理行政

安倍政権による経済政策である「アベノミクス」の3本の矢のうち、「大胆な金融政策」及び「機動的な財政政策」に続く第3の矢として、規制緩和等による経済成長を目指す「成長戦略」が策定され、平成25年6月14日、「日本再興戦略」として閣議決定された。その後、3本の矢による経済成長の持続と更なる経済の好循環を目指すため、平成26年6月24日に「「日本再興戦略」改訂2014」が閣議決定された。

「「日本再興戦略」改訂2014」においては、出入国管理行政に直接関わるものとして、以下の施策が掲げられている。

- ① 外国人技能実習制度の抜本的な見直し
- ② 高度外国人材受入環境の整備
- ③ 建設及び造船分野における外国人材の活用
- ④ 製造業における海外子会社等従業員の国内受入れ
- ⑤ 介護分野の国家資格を取得した外国人留学生の活躍支援等
- ⑥ 中長期的な外国人材の受入れの在り方についての検討等
- ⑦ 国家戦略特区における外国人家事支援人材の活用
- ⑧ 国家戦略特区での創業人材の受入れ及び多様な外国人受入れのための新たな仕組み
- ⑨ 更なるビザ発給要件の緩和、外国人の長期滞在を可能とする制度の創設、出入国手続の迅速化・円滑化

また、平成27年6月30日に閣議決定された「「日本再興戦略」改訂2015」においては、出入国管理行政に関わる施策として、高度外国人材受入れ促進のための取組強化、IT・観光等の「専門的・技術的分野」における外国人材の活躍促進、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」（平成27年6月5日観光立国推進閣僚会議決定）に基づく先手を打っての「攻め」の受入環境整備等が盛り込まれている。

第2章 出入国管理及び難民認定法改正の概要等

第1節 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成26年法律第74号）の成立及び施行

平成26年6月11日、第186回国会において、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」（平成26年法律第74号。以下「平成26年改正入管法」という。）が成立し、同月18日に公布された。

平成26年改正入管法の概要は、本書の平成26年版に記したところであるが、改めて改正項目を挙げると、以下のとおりである。

① 高度の専門的な能力を有する外国人材の受入れの促進（平成27年4月1日施行）

「特定活動」の在留資格を付与して出入国管理上の優遇措置を実施していた高度人材を対象として、新たな在留資格「高度専門職1号」を設けるとともに、「高度専門職1号」をもって3年以上在留した外国人を対象とする「高度専門職2号」の在留資格を創設し、同在留期間を無期限とした（詳細については後記第3章参照）。

② クルーズ船の外国人乗客に係る入国審査手続の円滑化

（1）新たな特例上陸許可の創設（平成27年1月1日施行）

法務大臣が指定するクルーズ船（以下「指定旅客船」という。）の外国人乗客を対象として、新たな特例上陸許可の類型である船舶観光上陸許可を創設し、航路の限定を緩和、上陸期間も最大30日まで拡大した。

（2）みなし再入国許可対象者の拡大（平成27年1月1日施行）

我が国に航空機で入国し「短期滞在」の在留資格を付与された外国人が、我が国の出入国港を始点とし、国外の港に寄港し、再び我が国の出入国港に寄港する指定旅客船に乗船する場合、あらかじめ我が国に再入国する意図を表明して当該指定旅客船で出国するときは、原則として再入国許可を受けたものとみなすこととした。

③ 一定範囲の短期滞在者に係る出入国手続の円滑化（平成28年12月までに施行）

在留資格「短期滞在」の活動を行う者のうち、一定回数以上の来日歴があり、事前に指紋等の個人識別情報を提供して審査を受け、出入国管理上問題を生じるおそれが少ない、「信頼できる渡航者」と認められて登録を受けた外国人について自動化ゲートの利用を可能とするとともに、上陸許可の証印に代わる上陸許可の証明手段として特定登録者カードを交付する仕組みを創設することとした。

4 その他

(1) 在留資格の整備

ア 在留資格「投資・経営」に係る改正（平成27年4月1日施行）

外国から投資がある事業に限られていた在留資格「投資・経営」について、投資の要件を無くし、名称を「経営・管理」に変更したほか、上陸基準省令の改正により事業規模要件を明確化するなどした。

なお、この際に、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）における「日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し」を受け、法人登記が完了していない起業者でも「経営・管理」の在留資格を取得できるようにするため、入管法施行規則を改正し、上陸申請者等の提出書類に係る規定を改めるとともに、そうした登記未了者に対応するため「4月」の在留期間を整備した。

イ 在留資格「技術」・「人文知識・国際業務」の一本化（平成27年4月1日施行）

業務に要する知識等の分野の違い（文系・理系）に基づく在留資格上の区別を無くし、包括的な在留資格「技術・人文知識・国際業務」を創設した。

ウ 在留資格「留学」に係る改正（平成27年1月1日施行）

学校教育の場における低年齢からの国際交流促進に資するため、在留資格「留学」をもって行うことができる活動に、小中学校において教育を受ける活動を追加した。

(2) PNRの取得を可能とするための改正（平成27年1月1日施行）

外国人入国者に対する入国審査を一層効果的に行うため、航空会社に対し、乗客予約記録の報告を求めることができる規定を創設した。

(3) 入管職員の調査権限に係る規定の整備（平成26年6月18日施行）

再入国許可に係る入国審査官の調査規定を創設するとともに、退去強制令書の執行に関する入国警備官の照会規定を創設した。

第2節 平成27年入管法一部改正法案（出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案）の提出

1 概要

介護に従事する外国人の受入れを図るため、介護福祉士の資格を有する外国人に係る在留資格を設けるほか、偽装滞在者対策として、偽りその他不正の手段により上陸の許可等を受けた者等に対する罰則の整備、在留資格取消事由の拡大等の措置を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案を平成27年3月6日、第189回国会に提出した。

改正案の概要は以下のとおりである。

② 在留資格「介護」の新設

我が国においては、インドネシア、フィリピン及びベトナムとの経済連携協定（EPA）の枠組みで特例的に認められている場合を除き、我が国で学ぶ外国人留学生が、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得しても、我が国で介護業務に従事することはできない状況にある。

しかし、高齢化が進み、質の高い介護に対する要請が高まる中、「「日本再興戦略」改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）や、第6次出入国管理政策懇談会の提言においても、外国人留学生が日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士の資格を取得した場合に、国内での就労が可能となるような制度をつくることが求められていた。

このような要請を踏まえ、介護の業務に従事する外国人を受け入れるため、介護福祉士養成施設に指定されている我が国の高等教育機関を卒業し、介護福祉士の資格を取得した留学生が、我が国の介護施設等との契約に基づき、介護福祉士として介護又は介護の指導を行う業務に従事できるよう、新しい在留資格「介護」を創設することとした。

③ 偽装滞在者対策の強化

これまでの水際対策の強化や摘発の推進等により不法残留者数は大幅に減少したものの、虚偽申告や虚偽文書の行使等によって身分や活動目的等を偽り、不正に在留資格を取得して在留するなどのいわゆる偽装滞在者の存在が問題となっており、「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）においても、偽装滞在者対策の推進に積極的に取り組んでいくとされている。

これを踏まえ、偽装滞在者に関する罰則を整備するとともに、在留資格取消事由の拡充等の措置を講じることとした。

具体的には、偽りその他不正の手段により上陸許可や在留資格の変更許可等を受けた者について、これまで罰則がなかったところ、今回の改正で、そうした者に不法入国や不法上陸と同等の罰則を科すこととしたほか、営利の目的でその実行を容易にした者に対する罰則も設け、それに伴う退去強制事由や在留資格取消事由の整備も行った。

また、在留資格取消制度について、これまでは、付与された在留資格に応じた活動を3か月以上継続して行っていない場合に在留資格の取消しが可能であったが、例えば、ブローカーの誘いに応じて無断で実習先を去る技能実習生のように、3か月が経過する前の段階で、付与された在留資格に応じた活動を行っていないのみならず、他の活動を行い又は行おうとして在留している場合にあっては、もはや当該在留資格を与え続けておくのが適当でないと認められることから、その在留資格を直ちに取消すことを可能としたほか、このような者が在留資格を取り消された後、行方をくらませて我が国に不法に残留することを防ぐため、逃亡すると疑うに足る相当の理由がある場合には、出国猶予期間を指定することなく、直ちに退去強制手続に移行することができるようにしている。

さらに、在留資格の取消しに関する事実の調査については、入国審査官に加えて、入国警備官も行うことができるようにした。

第3節 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案の提出

技能実習制度については、制度全体の大きな見直しが求められる状況の中で、前記第1章第1節1(2)のとおり、平成26年6月、外国人受入れ制度検討分科会において「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果(報告)」が取りまとめられて制度見直しの基本的方向が示されるとともに、「『日本再興戦略』改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)において「国際貢献を目的とするという趣旨を徹底するため、制度の適正化を図るとともに、対象職種拡大、技能実習期間の延長、受入れ枠の拡大など外国人技能実習制度の抜本的な見直しを行い、所要の法案を提出する。」とされ、「2015年度中の新制度への移行を目指す。」とされた。

そこで、法務省及び厚生労働省は、制度見直しの具体的方策を検討し、平成26年11月に設置した「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」において労使双方の諸団体や学識経験者等の有識者の意見も聴取した上、27年3月6日、第189回国会に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」を提出した。

この法律案の概要は、以下のとおりである。

① 制度の適正化策

(1) 管理監督体制の強化

技能実習が、開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進という制度の趣旨に即して実施されるよう、技能実習計画の認定制を導入し、実習実施者があらかじめ、技能実習生ごとに、技能実習の目標及び内容、技能実習生の待遇等を記載した技能実習計画を作成し、主務大臣の認定を受けることとした上、実施状況や受入体制に問題があれば主務大臣が改善命令や認定取消しの処分をすることができる旨の規定も設けている。さらに、技能実習計画の中で、技能実習の段階に応じ、技能検定に合格すること等を目標として定めるものとしており、客観的な技能評価によって、制度の趣旨に沿って技能等を適切に修得させているかどうかを確認する仕組みとしている。

また、監理団体については、不適切な団体をあらかじめ排除するため、許可制を導入し、許可後に問題が生じた場合には主務大臣が改善命令や許可の取消し等の処分をすることができる旨の規定も設けている。

このほか、こうした仕組みの実効性を担保するため、実習実施者や監理団体に対する主務大臣の報告徴収、立入検査等の権限や、手続違反行為に対する所要の罰則等も定めている。

(2) 技能実習生の保護

実習実施者や監理団体が、旅券・在留カードを取り上げる行為や、技能実習生の私生活の自由を不当に制限する行為等について禁止規定や罰則を設けるほか、労働基準法では規制されていたものの労使関係のない監理団体に対する罰則を欠いていた、技能実習を強制する行為や違約金の定めをする行為等についても、監理団体に係る禁止規定及び罰則規定を設けている。

また、実習実施者や監理団体に違反行為があった場合に技能実習生から主務大臣に申告することができる旨の規定を置いた上、申告したことによる不利益の取扱いを罰則をもって禁止している。

(3) 外国人技能実習機構の設立

法務省及び厚生労働省の両省の所管にわたる技能実習制度について一貫した管理監督を行うため、両省が共管する外国人技能実習機構を認可法人として新設し、技能実習計画の認定及び監理団体の許可に関する事務、実習実施者及び監理団体に対する実地検査、技能実習生に対する相談及び援助等を行わせることとしている。

② 制度の拡充策

これまで1号（1年間）及び2号（2年間）の2段階とされていた技能実習に第3段階となる3号（2年間）を加え、2号の技能実習を修了し目標を達成した技能実習生は、優良な実習実施者及び監理団体の下で技能実習を行うことを前提に、3号に進むことができることとし、最大で合計5年間の技能実習を行うことを可能にしている。

コラム 建設・造船分野における緊急的・時限的措置

復興事業の更なる加速化や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するため、建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置を検討する閣僚会議（平成26年4月4日）において、国内での人材確保に最大限努めることを基本とした上で、当面の緊急措置として、特別な監理体制の下で、建設分野での技能実習を修了した外国人について、「特定活動」の在留資格により、原則として最大2年間（技能実習終了後、本国に1年以上帰国していた者は最大3年間）、我が国で建設業務に従事することを認めることとした。

これを受けて、平成26年8月に本措置の具体的な内容を定める「外国人建設就労者受入事業に関する告示」（国土交通省告示）が公示され、27年1月から優良な監理団体等の認定事務を開始し、同年4月から本措置の対象となる外国人建設就労者の受入れを行っている。

また、建設業との間で人材の相互流動が大きい造船業についても、「「日本再興戦略」改訂2014」において、建設業と同様の緊急かつ時限的措置を講じることとされたため、平成26年12月に本措置の具体的な内容を定める「外国人造船就労者受入事業に関する告示」（国土交通省告示）が公示され、27年1月から優良な監理団体等の認定事務を開始し、同年4月から本措置の対象となる外国人造船就労者の受入れを行っている。

なお、これらの受入事業は、平成32年度までの時限措置とされている。

第3章 高度人材外国人の受入れの促進

第1節 高度人材に対するポイント制による優遇制度の概要

我が国は、高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置（以下「高度人材ポイント制」という。）を平成24年5月から導入し、高度人材外国人の受入れを促進している。高度人材ポイント制とは、我が国の経済成長等に貢献することが期待されている高度な能力や資質を持つ外国人を対象に、「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の3つの活動類型を設定し、それぞれの活動の特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」といった項目ごとにポイントを設け、その合計が70点に達した外国人を「高度人材外国人」と認定し、出入国管理上の優遇措置を講じるものである。

制度導入後、平成25年5月に第6次出入国管理政策懇談会から法務大臣に対し高度人材ポイント制の見直し提言が報告されるとともに、同年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」においても、同制度の見直しを行い、同年中に新たな制度を開始することとされた。これらを踏まえ、入国管理局としては、同年12月17日、高度人材に係る認定要件及び優遇措置の見直しを目的として法務省告示を改正している（同月24日施行）。

高度の専門的な能力を有する外国人材の受入れをより一層促進するために、それまで「特定活動」の在留資格を付与していた高度人材を対象として、新たな在留資格「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」が平成26年改正入管法により新設された。

第2節 新しい在留資格の創設等

① 概要

平成26年改正入管法によって新設された在留資格「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」は、いずれも、主体が「法務省令で定める基準に適合」する者に限られているところ、これを受けて「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令」（平成26年法務省令第37号）を制定し、その要件を定めた。その要件は、「高度専門職1号」については、従前から「特定活動」の在留資格によって運用してきた高度人材ポイント制の要件をそのまま踏襲し、「学歴」、「職歴」、「年収」の項目ごとに定めたポイントの合計が70点以上であることを求めている。また、「高度専門職2号」については、「高度専門職1号」と同じくポイントの合計が70点以上であることを求めるほか、「高度専門職1号」の在留資格をもって我が国に3年以上在留してその活動を行っていたこと、素行が善良であること及び我が国の利益に合すると認められることという要件を定めている。

② 優遇措置

(1) 高度専門職1号

- ア 在留期間「5年」の付与
- イ 複合的な在留活動の許容

- ウ 配偶者の就労（注1）
- エ 一定の条件（注2）の下での親の帯同
- オ 在留歴に係る永住許可要件の緩和
- カ 一定の条件（注3）の下での家事使用人の帯同
- キ 入国・在留手続の優先処理

（2）高度専門職2号

- ア 高度専門職1号の活動と併せてほぼ全ての就労資格の活動を行うことができる
- イ 在留期間が無期限となる
- ウ 前記（1）ウからカまでの優遇措置が受けられる

なお、「高度専門職2号」は、「永住者」と同じく、在留期間の制限がなく、また、上陸時に付与されることのない在留資格であるが、高度人材としての活動を行っていることが求められる点で何の活動制限もない「永住者」とは異なり、高度人材としての活動を継続して6か月間以上行わないで在留することが在留資格取消事由とされているほか、所属機関（勤務先等）を法務大臣に届け出る義務があるなど、「永住者」にはない制約が課されている。一方で、「高度専門職2号」については、一定の条件の下での親や家事使用人の帯同等、「永住者」には認められない出入国管理上の優遇措置が認められている。

第3節 受入れの現状

平成24年5月の制度開始後、25年末までの累計認定件数は845件と低調であったが、同年12月の制度改正後は、新規認定件数は顕著に増加している。「日本再興戦略」においては、平成29年末までに5,000人の認定目標とされているところ、制度開始から27年7月末までに、高度人材として3,675人を認定している。

第4節 広報活動

「高度人材ポイント制」をより多くの高度人材外国人に利用してもらうためには、積極的な広報活動を行い、制度の周知を図ることが重要である。そのため、入国管理局は、以下のような広報活動を行った。

- ① 入国管理局ホームページ上に「高度人材ポイント制」の特設ページを設け、日本語及び英語で制度の内容について説明を行っている（日本語版：http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/index.html、英語版：http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/en/index.html）。また、関係機関の協力を得て、各機関のメールマガジンでの情報配信を行うほか、関係省庁ホームページ上に、当該特設ページのバナーを添付するよう依頼した。
- ② ポイント計算がひと目で分かるようなリーフレットを作成し、在日各国公館や在外日本公館等関係機関への配布を行った。
- ③ 関係省庁と連携し、高度人材の受け皿となる企業・大学等の各種会合に職員を派遣し、制度に関する説明を実施した。

入国管理局は、今後も関係省庁と連携し、制度に関する広報活動の充実に努めることとしている。

（注1） 在留資格「教育」、「技術・人文知識・国際業務」等に該当する活動の場合には、学歴又は職歴に関する一定の要件を満たさずとも高度人材の配偶者としての在留資格で就労可能

（注2） 7歳未満の子を有する場合又は高度人材若しくはその配偶者が妊娠中の場合

（注3） 13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有する場合等

第4章 円滑かつ厳格な入国審査等の実施

観光立国の実現に貢献するため、我が国を訪れる大多数の問題のない外国人に対しては、円滑な入国審査の実施に努める一方で、安心して外国人と共生できる社会の実現のため、テロリストや不法就労等を企図する外国人に対しては、厳格な入国審査を実施し、その入国を確実に阻止する必要がある。平成26年の外国人入国者数は約1,400万人に達しており、今後も引き続き増加していくことが見込まれる一方、世界各地でテロが発生し、日本人の拘束・殺害事件も生じる中、入国管理局においては、メリハリのきいた入国審査を実施することによって円滑化と厳格化という一見相反する目標を両立させるべく、取り組んでいる。

第1節 観光立国実現に向けた取組

① 審査待ち時間短縮のための取組

現在、我が国においては政府を挙げて観光立国の実現に向けた取組を進めているところ、これまでも各空海港における上陸審査手続の円滑化に努めてきており、平成17年度からセカンダリ審査（二次的審査）を導入しているほか、18年度は千歳苫小牧出張所及び羽田空港出張所（現在の羽田空港支局）に、21年度は福岡入国管理局に、それぞれ審査応援班を設置し、地方空港等への審査応援をより効率的に行うための体制を整備している。

さらに、混雑する審査場の停滞・混乱を防ぎ、限られた審査場のキャパシティを最大限効果的に使って一層円滑な入国審査を実現するため、通訳や審査ブースコンシェルジュを配置し、空いたブースへの誘導案内、EDカードの確認・記載案内やバイオ読取装置（注）の手順案内・補助などを行っているほか、日本人審査ブースと外国人審査ブースを機動的に運用するなど、審査待ち時間の短縮のための取組を実施している。

② 自動化ゲート

事前に利用希望者登録を行った日本人及び一定の要件（再入国許可を受けている等）に該当する外国人については、自動化ゲートを利用することにより、一般の出入国審査ブースで入国審査官の審査を受けることなく出入国手続を受けることを可能とし、円滑かつ厳格な審査の一層の推進を図っている。自動化ゲートは、平成19年11月に成田空港に設置された後、21年9月に中部空港及び関西空港に設置、22年10月には新たに羽田空港にも設置されており、26年度末までに全国に70台設置されている。

自動化ゲート利用希望者登録については、平成19年11月、東京入国管理局及び同局成田空港支局の2か所から開始し、21年9月には、名古屋入国管理局、同局中部空港支局、大阪入国管理局及び同局関西空港支局、22年10月には、東京入国管理局羽田空港支局へと拡大した。

また、平成25年には自動化ゲート



自動化ゲート

（注） 入管法に基づき、一定の者を除く16歳以上の外国人渡航者から、指紋及び顔写真の個人識別情報を取得するための機器。

の利用希望者登録を促進するため、自動化ゲート利用希望者登録用機器を増設し、空港会社及び航空会社等の協力を得て空港施設内や機内誌に案内を掲載するとともに、都道府県旅券事務所等に赴いて「自動化ゲートモバイル出張登録」を行うなどし、自動化ゲート利用希望者への行政サービスの向上に努めている。

③ クルーズ船の乗客への対応

近年、我が国に寄港するクルーズ船の増加、大型化が顕著であるところ、クルーズ船を招致する自治体などから、寄港地での限られた停泊時間内に乗客が十分に観光等を行えるよう、到着後の手続の迅速化が求められており、入国管理局においては、平成24年6月から、大型クルーズ船に対する船上での審査準備に加え、寄港地上陸許可を活用した新たな審査方法の実施、システム改修を行った審査機器の利用及び全国規模での審査要員の応援などにより、厳格な審査を確保しつつ、迅速な審査を実施している。

また、平成27年1月1日から、法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として、簡易な手続で上陸を認める船舶観光上陸許可制度の運用を開始している。



クルーズ船審査風景

④ 外国人富裕層の長期滞在を可能とするための措置

現在、観光や保養を目的として我が国を訪れる外国人は、在留資格「短期滞在」により入国することが可能であるが、同在留資格では原則として90日が滞在の上限とされている。しかし、近年の外国人投資家によるコンドミニウムの建設投資や、外国人の長期滞在に適した高級別荘型宿泊施設の開業予定など、外国人の長期滞在の受け皿となる取組が進行している状況にあり、「日本再興戦略」改訂2014においても海外富裕層を対象とした観光目的による長期滞在を可能とする制度を設けることとされた。これを受け、入国管理局では、以下の要件を満たす外国人について、平成27年6月23日から、観光、保養のために最長1年間「特定活動」の在留資格により我が国に滞在することを可能とした。

- ① 在留資格「短期滞在」により入国しようとする者に対し我が国が査証免除措置をとっている国・地域の者（ただし、措置を停止している国、査証取得勧奨措置をとっている国を除く。）（注）
- ② 年齢18歳以上（同行する配偶者は除く。）
- ③ 預貯金が3,000万円以上（夫婦合算可）
- ④ 医療保険への加入

（注） 本制度により入国する場合には事前に在留資格「特定活動」に係る査証の取得が必要となる。

第2節 水際対策の強化

① 個人識別情報を活用した入国審査の実施

平成19年11月20日から、我が国に上陸しようとする外国人には、個人識別情報（指紋、顔写真）の提供が義務付けられている。これにより、上陸申請者と旅券名義人との同一人性の確認及び入国管理局が保有する要注意人物リストとの照合をより正確かつ迅速に行うことが可能となったほか、過去に退去強制歴がありながら偽変造旅券や他人名義の旅券を利用して繰り返し不法入国しようとする者についても、入国管理局が保有する被退去強制者の指紋及び顔画像と照合することにより、確実に発見できるようになった。個人識別情報の活用による被退去命令者及び被退去強制者数は、個人識別情報を活用した入国審査の実施から平成27年3月末現在までの間で累計約5,400人となっている。

他方、過去の退去強制歴が発覚するのを避けるため、自己の指紋を傷つけたり手術を受けるなどして指紋を偽装したり、あるいはこうした手口により偽造旅券を行使して不法入国したと見られる事案が発生した。そのような偽装指紋事案については、入国管理局が退去強制手続を執るだけでなく、刑事処分を含め厳格に対処する必要があることから、警察等捜査機関へ告発・通報を行っているほか、このような事案に対応するため、機器の改修などにより偽装指紋の発見に努めている。



個人識別情報を活用した入国審査風景

② I C P O紛失・盗難旅券情報の活用

「テロの未然防止に関する行動計画」（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）において、テロの未然防止対策として、I C P O紛失・盗難旅券データベースを入国審査の際に活用するためのシステムを導入・運用することが決定され、21年8月から、I C P O紛失・盗難旅券データベース検索システムを活用した審査を実施している。

入国管理局においては、同データベースの活用によって、紛失・盗難旅券を悪用したテロリストや我が国での不法行為を企図する者等による不法入国事案の発見に努めている。

③ A P I S及びPNRを活用した出入国審査

入国管理局においては、テロリスト等が我が国に入国し、テロ行為を行うことを阻止するため、関係機関との連携を緊密にして、国際的なテロリスト等の動きや、それに関連する各種情報を収集し、上陸審査等の際に、これらの情報に基づいた要注意人物リストとの確実な照合により、テロリスト等の発見に努めている。

平成19年2月1日以降は、本邦に乗り入れる全ての船舶及び航空機から乗客等の身分事項等の事前提出が義務付けられているところ、22年2月21日からは、輸出入・港湾関連情報処理センターが運用する輸出入・港湾関連情報処理システム経由で、空港に乗り入れる航空機の事前旅客情報等を受信することが可能となり、新たに事前旅客情報システム（A P I S）

を運用している。

また、観光立国実現に向けた各種施策の実施に伴う外国人入国者の大幅な増加に対応するとともに、テロリスト等の出入国管理上問題のある外国人の入国を水際で阻止するため、出入国管理上有効となる新たな情報の収集等を行うこととし、平成26年改正入管法により、平成27年1月1日から航空会社に対してPNRの報告を求めることができることとなった。PNRの活用により、テロリスト等の出入国管理上問題のある外国人の水際での入国阻止に努めるとともに、問題のない者については円滑かつ迅速な上陸審査等の実現を図っている。

④ 空海港におけるパトロールの実施

我が国における主要空港内の直行通過区域（航空機を利用して入国する者が降機してから上陸審査場までの経路及び他の航空機に乗り換える者が搭乗までの間とどまることができる場所を合わせた国際空港内に設置される特別の区域）を悪用した第三国への不法入国事案が発生している。

そこで、成田空港等の直行通過区域を有する主要空港において、直行通過区域における入国警備官による組織的な巡回パトロール体制を強化し、不審者の監視や摘発を行っている。

また、個人識別情報を活用した上陸審査の導入以後、これを回避するため、過去に退去強制歴を有する者等が船舶を利用して不法入国するいわゆる密航事案の発生・増加が懸念されている。

それら不法入国者等の中にはテロリスト等がまぎれている可能性も否定できないことから、これらの事案に的確に対処するため、東京・大阪・福岡の地方入国管理局に入国警備官で組織する機動班（北日本機動班，東京湾岸千葉機動班，東京湾岸横浜機動班，神戸機動班，西日本機動班）を設置し、水際対策を強化している。機動班は、関係機関との連携を強化しつつ、不法出入国事案に係る情報の収集・分析・共有を図り、合同による各種訓練等を行っているほか、それぞれの管轄区域の海港や沿岸地域におけるパトロール及び入港船舶に対するサーチ、不法出入国事案に係る容疑者、関連容疑者及びブローカー等に係る調査や摘発を推進している。



関係機関合同訓練風景



臨船サーチ風景



パトロール活動風景

コラム テロ対策としての出入国管理の重要性

平成27年1月に発生したシリアにおける邦人殺害テロ事件や、同年3月に発生したチュニジアにおける銃撃テロ事件など、我が国を取り巻くテロの情勢は一段と厳しさを増している。

テロ対策においては、テロを未然に防止することが極めて重要であり、テロリストの入国を水際で阻止する出入国管理は重要な役割を果たしている。

入国管理局では、個人識別情報やICPO紛失・盗難旅券データベース、APIを活用した入国審査などのテロ対策を行ってきたが、今般の状況を踏まえ、より一層テロ対策を強化することとしている。平成27年5月29日に国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において決定された「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」では、人的・物的基盤の整備・強化等による出入国管理体制の強化や、水際情報の収集・分析の強化、そして空海港等に対する警戒監視・取締り活動の強化などを行うことが盛り込まれている。

平成27年度には、入国審査官227人の増員により、観光立国の推進と厳格な水際対策との両立のための体制を確保しているほか、同年10月には、出入国管理に関する情報収集及び分析のインテリジェンス機能を強化するため、出入国管理インテリジェンス・センターを設置した。同センターでは、国内外の関係機関から必要な情報の収集を行うとともに、それらの情報を高度に分析し、出入国審査等の現場に提供し、テロリスト等の入国の未然防止を図ることとしている。

平成28年のサミット開催や、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてテロ対策に万全を期すため、出入国管理が果たす役割についても、進化させていく。

コラム 入管行政の最前線から（偽変造文書対策担当職員の声） （大阪入国管理局関西空港支局偽変造文書対策室：松森健太）

私の所属する偽変造文書対策室では、主に空港での出入国審査において発見された、真偽に疑いのある旅券の鑑識を行っています。

映画や小説の中では、偽変造旅券を使って不法入国をするというシーンがありますが、実際に日本国内の空港でも偽変造旅券が発見されており、当空港も例外ではありません。犯罪や不法就労などの不正な目的から不法入国を企てる、日本にとって好ましくない者の入国を水際で阻止するために、当室では旅券の鑑識を始め様々な業務を行っています。



旅券が偽変造されたものかどうかを見抜くためには、各種の専門機器を駆使し、わずかな痕跡も見逃さないよう、日々、鑑識技術を高めることはもちろんですが、各国の旅券にどのような偽変造防止対策が施されているのかを把握することも重要になります。

旅券には、その重要性から、紙幣等と同様に偽変造されないための様々な対策が施されていますが、国によって施されている対策に違いがありますし、同じ国の旅券であっても、新型の旅券を発行する際には新たな偽変造防止対策が施されることがほとんどです。そのため、国内外の関係機関とも連携の上、世界中で発見された偽変造旅券の情報に加え、最新の偽変造防止対策についても情報収集・分析を行い、全国の職員に情報を提供することも当室の大切な業務の一つです。

このように、文書鑑識は地道な情報収集・分析等が常に求められる業務であり、日々の業務の積み重ねが不法入国者の水際阻止につながると思います。

今後も努力を怠らず、日々精進を重ねて、偽変造旅券を確実に見極め、日本にとって好ましくない者の入国を事前に阻止することで、日本の治安維持に微力ながら貢献したいと思います。

第5章 国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策

第1節 不法滞在者対策の実施

① 不法滞在者を減少させるためのこれまでの取組

平成16年から始まった「不法滞在者5年半減計画」に基づき、各地方入国管理官署において、厳格な上陸・在留審査や不法就労防止に関する積極的な広報活動、摘発方面隊（後記2（1）参照）等による摘発の強化や入管法第65条に基づく身柄取りの運用拡大、出国命令制度による不法滞在者の出頭の促進等の各種施策を積極的に実施した結果、同計画開始当時、約25万人存在していた不法滞在者は、21年1月には約13万人まで減少し、ほぼその目標を達成した。

入国管理局では、その後も、「新たな在留管理制度による不法滞在者等を生まない社会の構築」をうたう「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」の下、不法滞在者の一層の縮減に努め、その結果、平成26年1月1日現在における不法残留者は、約5万9千人にまで減少した。

しかし、平成27年1月1日現在の不法残留者は約6万人となり、22年ぶりに増加に転じている。

② 不法滞在者の更なる削減に向けた取組

不法滞在者の着実な減少は、上記のようなこれまでの取組の成果であると考えられる。しかしながら、今なお約6万人の不法残留者が存在している。

政府を挙げての観光立国に向けた各種施策により、今後、更なる外国人の受入れ拡大が見込まれ、これに応じて、不法残留者等も更に増加する可能性が大きいことなどから、これら不法滞在者の取締りのため相応の体制を維持しつつ、次の各取組を強化し、更なる不法滞在者数の縮減に努めている。

（1）摘発の強化

入国管理局では、不法滞在者が多く存在している大都市圏を抱える地方入国管理官署に摘発業務を専従とする「摘発方面隊」を設置（東京入国管理局6方面隊、名古屋入国管理局・大阪入国管理局各2方面隊、東京入国管理局横浜支局1方面隊）するなど、当局の摘発力を強化し、警察等関係機関との協力関係も強化して合同摘発を推進している。

また、不法滞在者の小口化・拡散化が顕著であり、1か所当たりの被摘発者数が減少傾向にあることから、不法滞在者に係る各種情報の収集や分析に努めているほか、摘発対象に合わせて摘発に従事する入国警備官の編成を工夫するなど、効果的かつ効率的な摘発の推進に努めている。

（2）出頭申告しやすい環境の整備

入国管理局では、全国各地に存在する不法滞在者の自主的な出頭を促進するための対策として、出国命令制度を導入したほか、「在留特別許可に係るガイドライン」（注）の改訂や事例の公表、出頭申告を促進するための広報を行っている。

（注）在留特別許可の透明性・公平性を更に向上させるため、入国管理局においては、「在留特別許可に係るガイドライン」を策定・公表している。同ガイドラインには、在留特別許可の許否判断に係る積極要素及び消極要素として考慮要素を詳細に記載しているほか、許否判断を行うに当たっての考え方を示している（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan85.html）。

出国命令制度とは、出国するため自ら出頭申告したことなどの一定の要件を満たす不法残留者について、退去強制手続とは異なり、身柄を収容しないまま簡易な手続により出国させる制度（後記資料編1第5節5参照）であり、平成26年中には2,592人が同制度に基づき出国命令書の交付を受けている。

他方、平成18年に策定・公表した「在留特別許可に係るガイドライン」について、その運用の透明性をより一層高めるため、21年7月にこれを改訂し、出頭申告した場合は在留の許否判断において積極要素として検討することとした。

これら出国命令制度、「在留特別許可に係るガイドライン」の改訂に関する積極的な広報による更なる周知にも努め、出頭申告しやすい環境を整備し、一層の自主的な出頭申告の促進を図っている（注）。

第2節 偽装滞在者対策の実施

① 偽装滞在者等について

「偽装滞在者」とは、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を使用するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に入国・在留許可を受けて在留する者、あるいは、必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが、現に在留資格とはかけ離れて不法に就労等する者のことであり、偽装滞在者対策は、不法滞在者対策とともに出入国管理行政上の重要な課題となっている。「偽装滞在者」は、表見上はあくまでも「正規滞在者」であることから、その実態を正確に把握することは困難であるが、実質的には不正な入国・在留を画策する者として、その増加が懸念されている。

在留資格制度を悪用する偽装滞在者の存在は決して看過することのできないものであり、我が国の出入国管理行政の根幹に関わるものであることから、入国管理局としては、綿密な調査によってこの種の事案の実態の解明に努め、退去強制事由に該当する者には退去強制手続を執り、在留資格の取消事由に該当する者には在留資格の取消し等を行った上で退去強制手続を執るなど、厳格な対応に努めている。

また、最近では、偽変造在留カードを行使したり難民認定申請を悪用するなどの事案も相当数発生するなど、その手口は悪質・巧妙化していることから、警察等関係機関と緊密に連携し、悪質事案については、積極的に刑事処分を求める等して、それらの者に対して厳格に対応するとともにこのような事案の実態解明に向けた取組の強化に努めている。

② 偽装滞在者等への取締りの実施

（1）情報の収集・分析の強化

偽装滞在者対策を推進するためには、情報の収集・分析に基づく摘発等の効果的な取締りがより一層重要となってくる。

そのため、外国人や所属機関が届け出た情報について継続的かつ正確に把握し、一般の方から寄せられる多数の不法滞在者に係る情報のほか、警察等関係機関との情報交換あるいは厚生労働省から提供される外国人雇用状況届出情報を活用し、情報の分析を強化する

（注） 広報活動の例

- ① 毎年6月、「不法就労外国人対策キャンペーン月間」を実施し、不法就労防止に係る広報を行っている。
- ② 法務省や入国管理局のホームページに「出頭申告のご案内」を掲載し、帰国を希望する者、日本での在留を希望する者のいずれに対しても、出頭申告することのメリット及び出頭後の手続を分かりやすく案内している（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan87.html）。

ことにより、効果的な偽装滞在者の発見、摘発等を行い、それらの者に対して厳格に対応している。

(2) 摘発の強化・法の積極的な適用による厳格な対応

偽装滞在者の積極的な摘発に努めるべく、調査の結果、我が国での活動内容に制限がある在留資格をもって在留する者が、付与された在留資格に属さない就労活動を専ら行っていることが判明した場合には、資格外活動違反者として積極的に退去強制手続を執っている。

また、退去強制事由に該当しない場合であっても、入国警備官と入国審査官が協働してその実態解明に努め、在留資格取消事由に該当することが判明した場合には在留資格の取消しを行った上で退去強制手続を執るなど、取締りの強化に努めている。

③ 不法滞在や偽装滞在に関与するブローカー等への厳格な対応

入管法第24条の退去強制事由には、他の外国人に不正に在留の許可等を受けさせる目的で偽変造又は虚偽等の文書を作成・提供等した者、他の外国人に不法就労させた者、偽造の在留カードを行使の目的で所持したり、在留カードを偽造・提供等した者等が対象として規定されており、入国管理局では、警察等関係機関と緊密に連携しつつ、これらの規定を適用して不法滞在や偽装滞在に関与するブローカー等を積極的に摘発するなど、厳格な対応を執ることとしている。

コラム 不法滞在・偽装滞在者対策

政府は、「「日本再興戦略」改訂2014」において、「2030年には訪日外国人旅行者数3,000万人を超えることを目指す。」としているところ、平成26年の外国人入国者数は約1,400万人に達しており、今後も引き続き査証緩和などに戦略的に取り組み、更なる高みを目指すとされていることから、今後、我が国に入国・在留する外国人が大幅に増加していくことは明らかな状況である。

我が国を訪れる外国人の増加に伴って、我が国に不法滞在する者などが増加する可能性も大きいところ、不法滞在・偽装滞在者対策は「「世界一安全な日本」創造戦略」に掲げられた具体的な施策の一つである。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据えて我が国の良好な治安を一層確固たるものとするためにも、不法滞在・偽装滞在者対策は、より重要性が増している。

このような中、入国管理局においては、関係機関とも緊密に連携しながら、総合的な不法滞在・偽装滞在者対策を強力に推進していくこととしている。

コラム 入管行政の最前線から（事実の調査担当職員の声） （東京入国管理局調査第四部門：佐々木由美子）

平成24年7月9日、改正入管法が施行され、中長期在留者を対象とする新たな在留管理制度が導入されているところ、東京入国管理局調査第四部門は、入管法第19条の19に規定される中長期在留者の届出事項に関して行う事実の調査に専従する全国で唯一の部門として、平成25年5月に設置されました。

平成16年から実施された「不法滞在者半減プロジェクト」を経て、開始当時約22万人いた不法残留者は、平成27年1月1日現在で約6万人と、大幅に縮減されましたが、その一方で、虚偽文書等の行使などによって不正に在留許可等を受ける、いわゆる偽装滞在者が相当数存在することが深刻な問題となっており、その手口も悪質・巧妙化していると言われています。

入管法第19条の19による事実の調査は、法務大臣への届出事項に関する調査を実施し、中長期在留者の情報を正確で最新のものに保っていくための規定ですが、調査の現場においては、調査過程で判明した届出内容に関する虚偽を追及した結果、偽装滞在事案が判明するケースが数多く発生します。事実の調査によって浮かび上がったこれら偽装滞在者について、在留実態を明らかにし、事案に即した適切な措置を執っていくことが、入管法第19条の19の規定が設けられた趣旨として、我々調査担当官に対して強く求められていることであると、日々の業務の中で感じています。

私は、平成26年4月に調査第四部門に配属され、今年で2年目になります。当初、入国警備官である私としては、違反調査と違い、事実の調査では強制調査の手法が取れない等、法律面での制約が多いことに戸惑うこともありましたが、創意工夫をしながら地道な調査を重ね、成果が上げられた際には、公正な在留管理を実現するための一翼を担うことができたと実感しました。今後も、これまでの業務で培ってきた感覚をさらに研ぎ澄ましなが、事実の調査に従事していきたいと思っています。



第3節 処遇の適正化に向けた取組

① 被收容者の処遇の一層の適正化に向けた取組

入国管理局では、平成22年9月の日本弁護士連合会との合意により、收容に関連する諸問題について、より望ましい方策等を実現するための協議を開始しており、今後も同連合会と継続的な協議を行うこととしている。既に、弁護士による被收容者の法律相談等の取組を同連合会とともに進めており、入国者收容所等の被收容者に関し、弁護士会による定期的な電話相談や出張による法律相談が実施されているところである。

また、退去強制令書が発付された後、相当の期間を経過しても送還に至っていない被收容者については、入国者收容所長又は地方入国管理局主任審査官が、申請の有無にかかわらず

一定期間ごとに仮放免の必要性や相当性を検証・検討することとしており、仮放免の弾力的な運用により、収容の長期化をできるだけ回避するような取組を行っている。

さらに、各収容施設の実情を勘案しつつ、保安上の支障がない範囲内において開放処遇の時間を延長したり、戸外運動や入浴の時間を伸長するなどしているほか、東日本入国管理センターにおいては平成23年6月から精神科医師を招いて、定期的な診療を行うなど、被収容者の人権により一層配慮した処遇に努めている。

② 入国者収容所等視察委員会の活動等

入国者収容所等視察委員会は、警備処遇の透明性の確保や入国者収容所等の運営の改善向上を目的に設けられ、東京入国管理局及び大阪入国管理局の2か所に設置されている。各委員会は全国25か所（平成27年3月末現在）の入国者収容所等及び出国待機施設を分担して、施設の視察や被収容者等との面接、被収容者等が提案箱に投函した意見・提案の確認及び会議を実施し、これらを踏まえ、入国者収容所長又は地方入国管理局長（以下「所長等」という。）に意見を述べている。

平成25年7月から26年6月までの1年間においては、全国の対象施設で延べ16回の視察、66件の面接が行われ、所長等に対し86件の意見が述べられており、各委員会から提出された意見については、所長等が速やかに検討を行い、対応可能なものから措置を講じるよう努めている。

なお、委員については、人格識見が高く、かつ、入国者収容所等の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、法務大臣が非常勤職員として任命することとされており、具体的には、学識経験者、法曹関係者、医療関係者、N G O関係者、国際機関関係者及び地域住民代表などの幅広い分野の有識者の中から、委員会ごとに10人以内の委員が任命されている。

また、入管法の規定に基づき、同委員会が述べた意見及びこの意見を受けて所長等が講じた措置の内容等を取りまとめ、毎年、その概要を公表している。

コラム 入管行政の最前線から（処遇業務担当入国警備官の声） （東日本入国管理センター処遇部門：立山勇樹）

私は、現在、入国者収容所東日本入国管理センターにおいて、被収容者の処遇業務を担当しています。当所は、我が国の法に違反した結果、退去強制が決定した外国人を収容する施設です。

収容所というと、刑務所や拘置所といった刑事施設を想像される方が多いと思いますが、当所では、被収容者に、保安上の支障がない範囲内において、できる限りの自由が認められています。例えば、居室の扉が開放され、一定の区域内で思い思いに過ごせる時間が設けられていたり、戸外運動場での運動、シャワー、洗濯、テレビ視聴、喫煙、外部との電話連絡、物品購入等もすることができます。

退去強制が決定しているにもかかわらず、帰国に応じない被収容者も数多く、その上、多種多様な国籍、民族の人たちが共同で生活していることから、生活習慣や価値観の違いに起因するトラブルも少なくありません。

私たち処遇業務担当者には、収容施設内の保安と秩序を維持することが求められますが、一方的に被収容者にルールを押し付けるのではなく、収容生活によるストレスの軽減に配慮することも重要であると感じています。したがって、被収容者の処遇に当たっては、日頃から積極的に声を掛けたり、時には悩み事の相談に乗ったりしながら、被収容者の動静をつぶさに観察することによって、その心情把握に努め、些細な異変の兆しを見逃さないよう心掛けています。

一方、被収容者に違反行為や迷惑行為があった場合は、毅然とした態度でこれらを制止しなければなりません。

このような被収容者の処遇を適正に行うには、担当者同士の連携を図るとともに、上司との連絡・相談を密に行うことが特に大切です。

処遇業務は、成果が目に見えにくい業務ですが、被退去強制者を送還するまでの重要な過程であることを認識し、上司・同僚と一丸となって、適正な処遇業務の遂行に努めたいと思います。



第4節 被退去強制者の送還促進

① 送還忌避者の安全・確実な送還の実施

近時、退去強制令書が発付された被退去強制者で、本邦における就労等を理由に送還を忌避する者（送還忌避者）の増加が問題となっている。

入国管理局では、このような送還忌避者については、自らの意思で帰国するよう説得するとともに、それでもなお送還を忌避する者には法の規定に基づき、最終的には護送官を付した上、定期就航便で送還するほか、より安全・確実な送還のためチャーター機を利用した集団送還を実施している。

また、送還を忌避する者の中には、帰国後の生活不安を理由にする者もいるところ、人道的配慮が必要と認められる者に対しては、国際移住機関（IOM）駐日事務所の協力を得て、自主的帰国及び社会復帰支援プログラムを実施している。

② チャーター機を利用した集団送還の実施

送還忌避者に対しては、できるだけ自らの意思で帰国するよう再三にわたり説得に努めているところ、それでもなお送還を忌避する者については、法の規定に基づき、最終的には護送官を付した上、定期就航便を利用した送還を実施してきた。

しかしながら、定期就航便を利用した送還は、被送還者が機内で大声を出すなどの迷惑行為に及んだりした場合、機長の判断により搭乗を拒否されて送還が実施できない場合があるほか、仮に搭乗ができた場合にも、一般の旅客に迷惑を掛けるなど民間航空会社に多大な負担を掛ける実情があった。

そのため、平成25年から、機長から搭乗を拒否されることなく安全・確実に送還できるチャーター機による集団送還を実施しており、平成26年度末までに4か国計153人を送還している。

③ IOM送還プログラムの利用促進

一方で、退去強制されることが決定した者の中には、帰国する意思はあるものの、帰国後の生活不安を主な理由として送還を忌避する者もいる。

これらの者のうち、人道的配慮が必要と認められる者に対しては、IOM駐日事務所の協力を得て、自主的帰国及び社会復帰支援プログラムを実施している。本プログラムは、帰国後の社会復帰支援等を行うことにより、帰国後の不安を払拭し、被送還者の自主的な帰国を促すものである。

これまで、複数の家族や個人が本プログラムの適用を受けて帰国しており、帰国後はそれぞれの現地のIOM事務所による生活・就労支援等が行われている。

入国管理局では、引き続きIOMと協力して本プログラムを実施し、被送還者の自主的な帰国及び本国での社会復帰を促進することとしている。

第6章 難民の適正かつ迅速な庇護の推進

第1節 適正かつ迅速な案件処理の促進

入国管理局では、平成22年7月、難民として認定されるべき者等の法的地位の早期安定化を図るため、難民認定申請案件の審査期間について、6か月を標準処理期間とし、23年3月末までに、原則的には、全ての案件が、この期間で処理できる状況となるよう努めることとした。また、四半期ごとに、平均処理（審査）期間を法務省のホームページ上で公表することとした。

また、日本弁護士連合会から、出身国情報に関する資料センターを設置して資料を充実し、これを申請者の側も閲覧・利用できるようにすべきとの提言を受けたことから、平成22年11月から、難民の出身国や国際情勢に関する情報（具体的には、英国内務省報告及び米国国務省報告の翻訳版）を法務省のホームページ上に掲載し、出身国情報に関する基礎資料の収集・整備に努めている。

加えて、高度な知識及び調査能力を持つ難民調査官の育成を目的として、UNHCRの協力の下、研修等の充実を図っており、従前から実施している難民調査官研修のほか、平成22年度からはUNHCRの指導による実践的な3日間のケース・スタディー方式研修を、23年度からはUNHCR地域事務所等への短期間の職員派遣を、24年度からは、イタリア・サンレモの国際人道法研究所における研修への職員派遣を、継続的に実施している。

さらに、近年、申請数が急激な増加傾向（前記第1部第6章第1節参照）にあることなどから、より適切かつ迅速な案件処理を目指し、難民認定制度見直しのための取組を進めている。第6次出入国管理政策懇談会の下に設けられた難民認定制度に関する専門部会では、平成25年度から1年以上にわたって難民認定制度の見直しについて議論が行われ、26年12月、検討結果をまとめた報告書が法務大臣に提出された。今後、報告書の内容を踏まえて策定された「第5次出入国管理基本計画」に基づき、難民を迅速かつ確実に庇護していくため、真に庇護すべき者とそうでない者を明確に区別し、事案の内容に相応した適正・迅速な案件処理を行うための取組、審査の質の向上に関する取組など、難民認定制度の見直しを積極的に進めていく（前記第1章第3節7参照）。

第2節 第三国定住による難民の受入れ

第三国定住とは、出身国から避難し、隣国の難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させるものであり、難民の自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つと位置付けられている。

UNHCRは、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点から、第三国定住による難民の受入れを各国に推奨している。

我が国においても、従来からインドシナ難民や難民条約上の難民と認定された者への定住支援策を講じてきたところであるが、アジア地域での難民に関する諸問題に対処するため、第三国定住制度の導入に関する閣議了解（平成20年12月16日「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実施について」）を行った。

この閣議了解及び「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケース実施の具体的な措置について」（平成20年12月19日難民対策連絡調整会議決定）の内容に従い、関係行政機関は、相互に協力し、22年度から、パイロットケースとして、タイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民を毎年約30人受け入れ、定住支援を実施した後、様々な角度から調査・検証等

を行い、その結果を踏まえて、今後の受入れ体制等につき更なる検討を行うこととされた（対象キャンプ等はその後拡大。）。平成22年度には第一陣として5家族27名が、23年度には4家族18名が、25年度には4家族18名が、26年度には5家族23名が来日した（24年度は3家族16名の来日が決定していたが、いずれも来日前に辞退した。）。

平成24年3月から25年12月まで、難民対策連絡調整会議の下で開催された「第三国定住に関する有識者会議」の結果を踏まえて、今後の方針について26年1月24日に閣議了解が行われ、27年度以降は、この閣議了解及び「第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について」（平成26年1月24日難民対策連絡調整会議決定）の内容に従い、マレーシアに一時滞在するミャンマー難民を受入れの対象とすることとされた。

入国管理局は、主に受入れ難民の選考手続を担当し、現地に職員を派遣し面接調査を行うなどしているが、今後も、関係機関と協力して、引き続き第三国定住難民の円滑な受入れに努めていくこととしている。

第3節 民間支援団体との連携の推進

難民関連行政については、民間又は法律家の立場で難民保護を推進する者との協議を通じて具体的改善を見いだすことや、市民団体と連携及び協働することによって、より良い施策の実現に取り組んでいく必要があると考えられる。

そこで、入国管理局は、平成24年2月10日、難民認定手続を始め当局が所掌する難民関係の行政に関する改善点を探る協議や、難民認定手続中等の者に対する難民支援団体による住居の提供等に関する情報交換等を行っていくこと等について、難民を支援する団体・NGOのネットワーク組織である特定非営利活動法人なんみんフォーラム及び日本弁護士連合会の三者間で合意し、覚書を締結した。

この覚書を踏まえての三者の協議により、平成24年4月から26年3月までの間、成田国際空港において難民該当性を主張する者のうち住居の確保が困難な者について、入国管理局からなんみんフォーラムに住居の確保を依頼し、受入れ可とされた者に対して、一時庇護のための上陸許可又は仮滞在許可をする「パイロットプロジェクト事業」を実施した。

現在、同事業と同様の措置の継続及び同事業の拡大の可能性について、三者間で検討している。

第7章 国際社会及び国際情勢への対応

第1節 条約締結等への対応

① 各国とのEPA締結交渉への主な対応

EPAとは、締約国間における貿易の自由化・円滑化を促進し、関税やサービス貿易、投資、知的財産、人的交流等、各種経済分野の政策の調和や規制の緩和、協力等を目的とした協定であり、入国管理局は、これまでに、シンガポール（平成14年11月発効）、メキシコ（17年4月発効）、チリ（19年9月発効）、タイ（19年11月発効）、インドネシア（20年7月発効）、フィリピン（20年12月発効）、スイス（21年9月発効）、ベトナム（21年10月発効）、インド（23年8月発効）、ペルー（24年3月発効）、オーストラリア（27年1月発効）等のEPA締結交渉に参加し、「人の移動分野」において対応を行ってきた。

平成27年4月現在、カナダ、コロンビア、EUとのEPA等の締結交渉に参加している。

② EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ

二国間の経済活動の連携の強化の観点から、EPAに基づき、インドネシアからは平成20年度、フィリピンからは21年度、ベトナムからは26年度に、看護師や介護福祉士の国家資格取得を目指す看護師・介護福祉士候補者の受入れを開始した。平成26年度までのEPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ人数は、インドネシアからは1,235人、フィリピンからは1,004人、ベトナムからは138人となっている。

③ 人権関係諸条約規定に基づく報告及び審査等への対応

我が国が締結している「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（国際人権A規約）、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（国際人権B規約）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）、「児童の権利に関する条約」（児童の権利条約）、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）及び「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」（拷問等禁止条約）の実施状況等に関する政府報告について、入国管理局では、出入国管理行政に関する観点から報告書の作成や政府報告の審査及びそのフォローアップに関わっている。

④ 二国間渡航円滑化イニシアティブへの対応

平成26年4月25日付け「日米共同声明：アジア太平洋及びこれを越えた地域の未来を形作る日本と米国（付属書：日米二国間交流に関する首脳声明）」において、米国のグローバル・エントリー・プログラム（GEP）への我が国の参加について言及されていたところ、入国管理局としても、GEPは、両国の出入国手続の迅速化に資するものと考え、参加に向けて精力的に検討を進め、27年4月28日、日米首脳会談において、GEP及びトラステッド・トラベラー・プログラム（「信頼できる渡航者」として特定された外国人を自動化ゲートの対象とする我が国の新たな枠組み（前記第2章第1節3参照））に係る二国間渡航円滑化イニシアティブの実施について大筋合意に至った。

第2節 国際会議への対応

① G7／8ローマ・リヨングループ移民専門家会合

国際テロ対策や国際組織犯罪対策を検討する上級専門家会合「G7／8ローマ・リヨングループ」のサブグループの一つである移民専門家会合では、G7／8が協力して取り組むべき不法移民対策、偽変造文書対策等について議論が行われている。

平成26年度はドイツにおいて同会合が計2回開催され、入国管理局から職員が出席して各国の入国管理局の担当者と情報・意見交換を行った。

② その他の国際会議等

入国管理局は、上記の国際会議以外にも、人身取引対策協議、領事当局間協議等に出席して積極的に我が国の立場を説明し、各国との協力関係の構築に努めているほか、国際航空運送協会・入国管理機関関係部会（IATA・CAWG）等、多国間での情報共有や意見交換を目的とした会合にも参加している。

第8章 広報活動と行政サービスの向上

第1節 広報活動の推進

出入国管理行政の円滑な遂行のためには、国内外への広報活動・啓発活動が果たす役割は大きいと認識しており、従来から積極的な広報活動等の実施に努めている。主な広報活動としては、出入国管理行政の実情や新たな制度・方針又は手続の変更等について情報提供を行うことが挙げられる。

出入国管理行政の実情については、出入国者数や在留外国人数、不法残留者数等の出入国管理行政に関する統計を報道発表しており、法務省ホームページにも掲載して周知している。また、在留特別許可の事例や難民認定審査の標準処理期間といった情報も同様に公表し、出入国管理行政の現況を広く理解していただけるよう努めている。

また、自動化ゲート利用促進や高度人材ポイント制などの案内のほか、在留カード又は特別永住者証明書への切替えなどの必要な手続案内について、法務省ホームページや入国管理局ホームページを利用したり、ポスターやリーフレットを配布するなどして、その周知を図った。

さらに、外国人の雇用を適正化して不法就労を防止するため、毎年6月、政府の「外国人労働者問題啓発月間」の一環として「不法就労外国人対策キャンペーン月間」を実施しており、一般国民を始め、外国人を雇用する企業、関係団体、関係国政府等に、本問題に対する正しい理解を深めてもらい、その協力を得るよう努めている。平成26年においても関係省庁及び自治体等の協力を得てリーフレットを配布するなどして、不法就労防止に係る啓発活動を行った。



自動化ゲート利用促進のための広報風景



不法就労外国人対策キャンペーン風景



不法就労外国人対策キャンペーンリーフレット

第2節 行政サービスの向上

① 上陸審査手続の円滑化

入国管理局においては、これまでも空海港における上陸審査手続の円滑化に努めてきたが、空港を利用して我が国を訪れる外国人の間から、上陸審査のために長時間待たされる場合があるなどといった指摘があった。そこで、例えば大規模空港の上陸審査場においては、外国人が多数到着した場合に、日本人担当の入国審査官の一部を外国人の審査に振り分けて対応したり、各上陸審査場で混雑に偏りが出た場合に、入国審査官を移動させて対応している。また、外国人用に審査の待ち時間を表示することとしたほか、高齢者、障害者、妊婦等のための優先レーン（プライオリティレーン）を設置するなどして、手続の円滑化とともに行政サービスの向上に努めている。

さらに、審査ブースごとに列を作るのではなく、上陸審査場に到着した乗客が順番に一つの列に並び、空いたブースに順次進むというフォークライン方式の採用を始めとして、混雑時間帯に係る入国審査官の増配置、通訳や審査ブースコンシェルジュの配置、個人識別情報の提供方法に関するビデオ等による案内放送の実施、E Dカードの記載案内板の設置等、各空港の実情に合わせて、適宜航空会社等に協力を求めつつ、審査待ち時間の短縮化を図る等手続の円滑化に努めている。



審査待ち時間表示



プライオリティレーン

② 外国人への案内サービス

我が国と本国との生活様式・風俗習慣・言語などが異なっていることから、入国・在留手続やその他日本の法律、社会制度などに不案内な外国人も少なくなく、そのような場合の相談及び情報の提供のため、「外国人在留総合インフォメーションセンター」を開設し、外国人及び本邦の関係者に対して、入国関係諸手続、在留関係諸手続及び外国人の入国・在留に関する各種書類の記載要領等の案内を行っている。

このインフォメーションセンターは、仙台入国管理局、東京入国管理局、同局横浜支局、名古屋入国管理局、大阪入国管理局、同局神戸支局、広島入国管理局及び福岡入国管理局に設置され、英語のほか韓国語、中国語、スペイン語等様々な言語で、外国人の入国・在留に関する手続についての相談に応じている。また、札幌入国管理局、高松入国管理局及び福岡入国管理局那覇支局には相談員を配置し、インフォメーションセンターと同様のサービスを提供している。

加えて、定住外国人が集住する地域の地方公共団体等と連携して、入国・在留手続等の行政手続のほか生活に関する相談、情報提供を行うワンストップ型の相談センターを、平成21年4月に静岡県浜松市、同年8月に埼玉県さいたま市、同年11月に東京都新宿区にそれぞれ開設し、運営している。



外国人留総合インフォメーションセンター

③ 入国管理局ホームページ

入国管理局では、平成14年3月、ホームページ (<http://www.immi-moj.go.jp/>) を開設し、入国・在留手続等のQ & Aや、地方入国管理官署の所在地、連絡先、窓口開設時間等の情報提供を行い、申請者等への利便を図っている。

また、外国人への情報提供の充実を図るため、平成17年度以降、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語及びスペイン語への翻訳に取り組んでおり、その内容を段階的に充実させることにより、外国人にとっても利便性の高いものとなるよう努めている。

④ 外国人登録証明書から在留カード又は特別永住者証明書への切替えに係る取組

入管法等改正法附則第15条及び第28条の規定により、全ての永住者及び多数の特別永住者が所持する在留カード又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書の有効期間の満了日は平成27年7月8日までであったところ、その有効期間の周知を図り、在留カード又は特別永住者証明書への切替えを促すため、入国管理局ホームページにおける広報や、市区町村・地方入国管理局の窓口におけるポスター掲示のほか、26年9月から27年3月にかけて、切替申請が必要な永住者及び特別永住者に対して、郵送による個別通知を行った。

また、平成27年7月9日以降に在留カード又は特別永住者証明書（同証明書とみなされる外国人登録証明書を含む。）の有効期間の満了日を迎える永住者及び特別永住者に対して、引き続き郵送による個別通知を行っている。

第9章 外国人との共生社会実現のための施策

第1節 外国人集住都市会議への参加

外国人集住都市会議は、ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政及び地域の国際交流協会等をもって構成し、外国人住民に関する施策や活動状況に関する情報交換を行う中で、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的としており、同会議は平成13年5月から開催され、入国管理局からも積極的に職員が参加している。

平成26年11月に開催された「外国人集住都市会議東京2014」では、法務副大臣が集住都市会議の会員都市の首長等と「日本の人口減少時代における多文化共生政策」について討論を行ったほか、関係省庁とともに入国管理局からも職員が参加し、集住都市会議との意見交換を行った。

第2節 政府全体の取組への参画

(「日系定住外国人施策推進会議」及び「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」)

平成21年3月から、厳しい雇用情勢の下で困難な状況に置かれている日系定住外国人への支援を検討するなど、日系定住外国人に関する施策について政府全体としての取組を推進するため、内閣府特命大臣を議長とする「日系定住外国人施策推進会議」が定期的開催されており、入国管理局も検討に参加している。平成26年3月には、日系定住外国人に対する政府の施策について記載した「日系定住外国人施策の推進について」が取りまとめられた。

なお、日系定住外国人推進会議は、外国人労働者を中心とする外国人受入れに関する諸問題を検討するために昭和63年に設置された「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」と合同で開催されることが多くなっており、入国管理局は同連絡会議にも参加している。

